

意匠法の問題圏 第41回

——意匠法3条の2 ②類否判断

京橋知財事務所 弁理士 梅澤 修

IV 意匠法3条の2における類否判断

1. 登録要件判断における類否判断

1) 類否判断の共通性

意匠法3条の2の類否判断は、他の登録要件に係る類否判断、すなわち新規性（意3条1項各号）、先願（意9条）における類否判断と基本的に同じものである。『意匠審査基準（令和5年12月）』（以下『基準』という）I部2章「意匠審査の手順」4頁では、「新規性（意匠法第3条第1項各号）、先願（意匠法第9条）、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第3条の2）に関する拒絶理由を検討する際の、先行意匠と出願された意匠との対比及び判断は、主に以下の点に留意して行う」として、共通する類否判断基準が規定されている*1。『基準』（平成22年4月から平成31年4月）の同箇所には「(→22.1.3)」との記載があり、詳細は、新規性に関する「22.1.3.1 意匠の類否判断」を参照することが明記されていた。この参照の記載が削除されたのは、基準改訂等を考慮して単に記載をシンプルにしたためであって、類否判断基準の共通性を否定するものではないと思われる。類否判断の詳細については、今でも、『基準』Ⅲ部2章1節（新規性）2頁以下の「2.2 類否判断」が参照されるべきであろう（下記で述べる意3条の2の類否判断事例も、意3条1項3号の事例と同じものが多い。）。

『基準』が規定する留意点は以下の通りである。

- (1) 需要者（取引者）を判断主体とする。
- (2) 両意匠の「意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であるか否かを判断」する。
- (3) 出願意匠と「対比可能な程度に十分に引用意匠が表されていること」を確認し、「形状等にお

ける共通点及び差異点」を認定し、その個別評価を、①「対比観察した場合」に「注意を引く程度の評価」及び②「先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価」の観点から行う。物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠（以下、「部分意匠」ともいう。筆者）については「当該部分の用途及び機能、位置、大きさ、範囲、形状等の共通点及び差異点を認定し、その個別評価を行う*2。」

- (4) 「共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、意匠全体として需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。」

2) 物品等の類似と意匠の類似

以上の『基準』の類否判断手法において最も問題となるのは最後の総合的判断の内容である。第一に、物品等の用途及び機能の類似性（物品の類似）は、意匠全体（意匠自体）の類似にとって、前提要件なのか考慮要素なのか、すなわち、物品の類似は総合判断とは別個に判断される前提要件なのか、総合判断に含まれる考慮要素なのかである。これと関連して第二に、意匠全体の美感とは、形状等の美感なのか、意匠自体の美感なのかである。意匠自体の美感と考えるならば、その美感が異なると意匠は非類似と直接的に判断できるが、形状等の美感と考えるならば、その美感が類似していても、物品等の類似性を加え総合しなければ、意匠が類似すると判断できないことになろう。

『基準』の新規性に関する類否判断基準等、上記判断手法以外の規定を全体的に参酌すると、『基準』では、物品等の類似を意匠の類似の前提要件とし、